

< 3 > 総 務

1. 庁 舎	1
2. 山 口 市 組 織 機 構 図	4
3. 職 員 数 等	7
4. 給 与 ・ 報 酬 及 び 費 用 弁 償	8
5. 旅 費	16
6. 歴 代 市 長	17
7. 歴 代 副 市 長	17
8. 職 員 研 修	18
9. 市 税 一 覧	20
10. 地 域 情 報 化 の 状 況	24
11. 電 子 計 算	25
12. 行 政 改 革	28
13. 防 災	30

1. 庁 舎

(1) 本庁舎位置構造等

ア	位 置	山口市亀山町2番1号
イ	敷地の面積	14,156.41 m ²
ウ	建物の構造	鉄筋コンクリート造り3階建
エ	建物の面積	庁舎棟延 7,795.48 m ² 付属建物 799.44 m ²
オ	工 期	自 昭和49年12月 至 昭和50年7月
カ	総事業費	476,983千円
キ	施 工	改築工事 株式会社大林組 機械設備工事 高砂熱学工業株式会社

(増築)

ア	建物の構造	鉄筋コンクリート造り3階建
イ	建物の面積	庁舎棟延 1,788.94 m ² 付属建物 63.00 m ²
ウ	増築工期	自 昭和58年12月 至 昭和59年9月
エ	事業費	356,926千円
オ	施 工	増築工事 旭建設工業株式会社 機械設備工事 株式会社千代田商会 電気設備工事 星電業社

(増築)

ア	建物の構造	鉄骨造り3階建
イ	建物の面積	庁舎棟延 1,239.74 m ²
ウ	増築工期	自 平成5年5月 至 平成6年2月
エ	事業費	298,774千円
オ	施 工	増築工事 山口建設株式会社 機械設備工事 株式会社 中電工 電気設備工事 株式会社 星電業社

(増築)

ア	建物の構造	鉄骨造り3階建
イ	建物の面積	エレベータ棟 127.12 m ²
ウ	増築工期	自 平成10年11月 至 平成11年3月
エ	総事業費	98,490千円
オ	施 工	増築工事 株式会社 藤本工務店 電気設備工事 株式会社 星電業社 機械設備工事 株式会社 川西設備

(議会棟)

ア	位 置	山口市亀山町2番1号
イ	建物の構造	鉄筋コンクリート造り3階建
ウ	建物の面積	本体 880.95 m ² 付帯 192.82 m ²
エ	工 期	自 昭和51年9月 至 昭和52年6月
オ	総事業費	258,204千円
カ	施 工	旭建設工業株式会社

(防災センター)

ア	位 置	山口市亀山町2番1号
イ	建物の構造	鉄筋コンクリート造り3階建
ウ	建物の面積	409.81 m ²
エ	工 期	自 平成8年8月 至 平成9年3月
オ	総事業費	161,813千円
カ	施 工	新築工事 株式会社 クマヤ組 電気設備工事 株式会社 星電業社 機械換気設備工事 有限会社 三輪設備

(会議室棟)

ア	位 置	山口市亀山町2番1号
イ	建物の構造	鉄骨造り2階建
ウ	建物の面積	462.00 m ²
エ	工 期	自 平成27年8月 至 平成28年3月
オ	総事業費	106,126千円
カ	施 工	新築工事 山口建設株式会社 電気設備工事 株式会社 星電業社 機械設備工事 有限会社 伊藤工務所

(2) 本庁舎別館位置構造等

ア	位 置	山口市中央五丁目14番22号
イ	敷地の面積	4,506.45 m ²
ウ	建物の構造	鉄筋コンクリート造り3階建
エ	建物の面積	庁舎棟延 3,510.41 m ²
オ	工 期	自 平成17年6月 至 平成17年8月
カ	総事業費	42,662千円
キ	施 工	改修工事 株式会社古田組 電気設備工事 株式会社村田電気 機械設備工事 有限会社柴崎設備工業

(3) 小郡総合支所位置構造等

ア	位 置	山口市小郡下郷609番地1
イ	敷地の面積	18,616.80 m ²
ウ	建物の構造	鉄筋コンクリート造り3階建
エ	建物の面積	庁舎棟延 4,783.91 m ² 付属建物 660.86 m ²
オ	工 期	自 昭和56年10月 至 昭和57年9月
カ	総事業費	1,154,115千円

キ	施 工	防長・山陽・旭・山口共同企業体
---	-----	-----------------

(増築)

ア	建物の構造	鉄骨造り
イ	建物の面積	庁舎棟延 5.00 m ²
ウ	工 期	自 平成4年1月 至 平成4年3月
エ	総事業費	1,441千円
オ	施 工	山陽建設工業株式会社

(増築)

ア	建物の構造	鉄骨造り
イ	建物の面積	庁舎棟延 21.00 m ²
ウ	工 期	自 平成12年12月 至 平成13年3月
エ	総事業費	6,878千円
オ	施 工	防長建設工業株式会社

(4) 秋穂総合支所位置構造等

ア	位 置	山口市秋穂東6570番地
イ	敷地の面積	10,696.00 m ²
ウ	建物の構造	鉄筋コンクリート造り3階建
エ	建物の面積	庁舎棟延 4,125.69 m ² 付属建物 480.51 m ²
オ	工 期	自 平成3年6月 至 平成4年5月
カ	総事業費	1,084,780千円
キ	施 工	戸田建設・澤田建設共同企業体

(5) 阿知須総合支所位置構造等

ア	位 置	山口市阿知須2743番地
イ	敷地の面積	9,941.15 m ²
ウ	建物の構造	鉄筋コンクリート造り2階建
エ	建物の面積	庁舎延床 3,009.18 m ²
オ	工 期	自 令和2年10月 至 令和4年1月
カ	総事業費	1,844,391千円
キ	施 工	山口建設・緑建設・五十鈴工

業特定建設工事共同企業体

(6) 徳地総合支所位置構造等

ア	位 置	山口市徳地堀 1561 番地 1
イ	敷地の面積	13,199.62 m ²
ウ	建物の構造	鉄筋コンクリート造り 2 階建
エ	建物の面積	庁舎棟延 2,746.96 m ²
オ	工 期	自 令和 2 年 12 月 至 令和 4 年 4 月
カ	総 事 業 費	2,273,439 千円
キ	施 工	防長建設工業・磯部工業・古 田組特定建設工事共同企業体

(7) 阿東総合支所位置構造等

ア	位 置	山口市阿東徳佐中 3417 番地 2
イ	敷地の面積	4,035.14 m ²
ウ	建物の構造	鉄筋コンクリート造り 2 階建 (一部鉄骨造)
エ	建物の面積	庁舎棟延 633.47 m ²
オ	工 期	自 昭和 54 年 11 月 至 昭和 55 年 3 月
カ	総 事 業 費	67,641 千円
キ	施 工	前田建設工業株式会社

(増築)

ア	建物の構造	鉄筋コンクリート造り 2 階建
イ	建物の面積	庁舎棟延 962.23 m ²
ウ	工 期	自 平成 4 年 7 月 至 平成 5 年 5 月
エ	総 事 業 費	290,816 千円
オ	施 工	池田建設工業株式会社

(改修・増築)

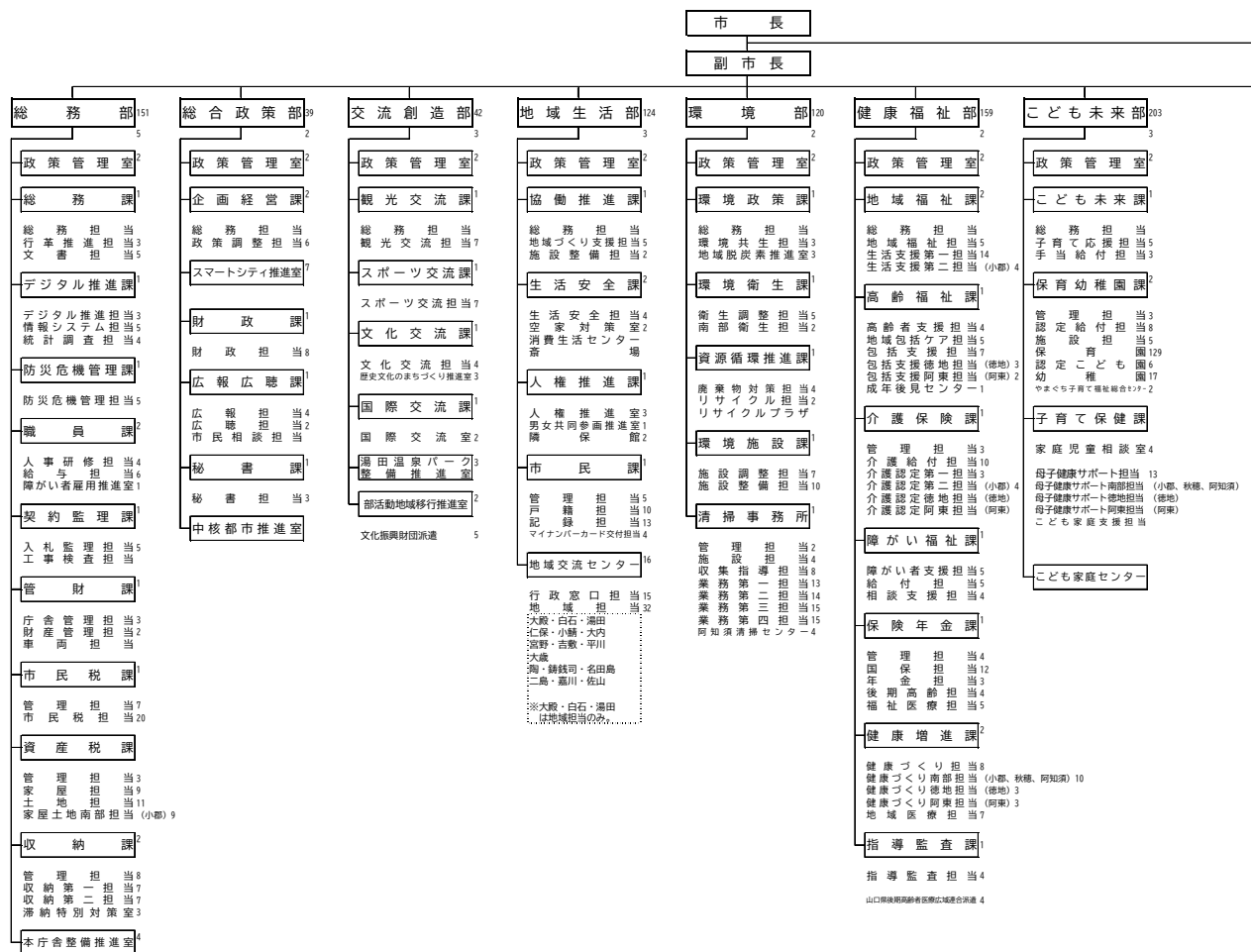
ア	建物の構造	鉄骨造り 2 階建
イ	増 築 面 積	庁舎棟延 148.27 m ²
ウ	工 期	自 平成 2 7 年 6 月 至 平成 2 8 年 2 月
エ	総 事 業 費	107,771 千円
オ	施 工	改修・増築工事 シマダ株式会社 電気設備工事 中国芝浦電子株式会社 機械設備工事 有限会社 伊藤工務所

(8) 窓 口 案 内

市役所関係	30,010 件	庁舎内 (事務所管課の案内、会議、たずねごと等) 庁舎外 (出先機関等の案内)
その他	674 件	(公共施設等の案内、各種問合せ)

2. 山口市組織機構図（令和6年4月1日）

職員数 1,696 人



商工振興部²⁷

3

政策管理室²

ふるさと産業振興課¹

総務担当
商工労政担当3
人材確保支援担当2
起業創業支援担当3
ふるさと産品営業担当4

産業立地推進課¹

産業立地推進担当5

中心市街地活性化推進室

農林水産部⁵⁴

2

政策管理室²

農山村づくり推進課¹

総務担当
農山村政策担当4
移住定住担当5

農業振興課¹

農業企画担当6
農業振興担当8
畜産有害鳥獣対策室¹

農林整備課¹

管理担当4
農地活用担当5
林業振興担当5

水産港湾課¹

(秋穂) 1

水産振興担当2
整備担当3

都市整備部¹¹¹

5

政策管理室²

都市計画課

総務担当
まちづくり推進担当5

交通政策課¹

交通政策担当6

都市整備課¹

管理担当3
街路公園担当4
市街地整備室⁷

道路管理課¹

管理担当2
維持担当8
地域支援担当2
用地対策室⁷

道路建設課²

管理担当2
道路担当6
幹線道路対策室¹

河川治水課

管理担当3
河川治水担当5

地籍調査課¹

(小郡) 1

管理担当3
地籍第一担当6
地籍第二担当(阿東) 2

建築課¹

住宅管理担当4
住宅営繕担当3
建築担当9

開発指導課

開発指導担当3
建築審査担当3
建築指導担当3

山口総合支所

総務課

防災危機管理課

管財課

・
・
・

開発指導課

小郡総合支所⁴⁴

2

政策管理室²

地域振興課

地域振興担当1

総合サービス課

市民生活担当12
健康福祉担当4

農林課

振興担当2
整備担当2

土木課

管理担当4
維持担当3
整備担当5

小郡地域交流センター

地域担当3

秋穂総合支所²⁰

2

政策管理室²

地域振興課

地域振興担当1

総合サービス課¹

市民生活担当4
健康福祉担当2
大海担当

農林土木課¹

管理担当2
維持・整備担当2

秋穂地域交流センター

地域担当2

阿知須総合支所²²

2

政策管理室²

地域振興課

地域振興担当1

総合サービス課¹

市民生活担当4
健康福祉担当3

農林土木課¹

管理担当2
維持・整備担当2

阿知須地域交流センター

地域担当3

徳地総合支所³³

2

政策管理室²

地域振興課

地域振興担当1

総合サービス課¹

市民生活担当3
健康福祉担当3

農林課¹

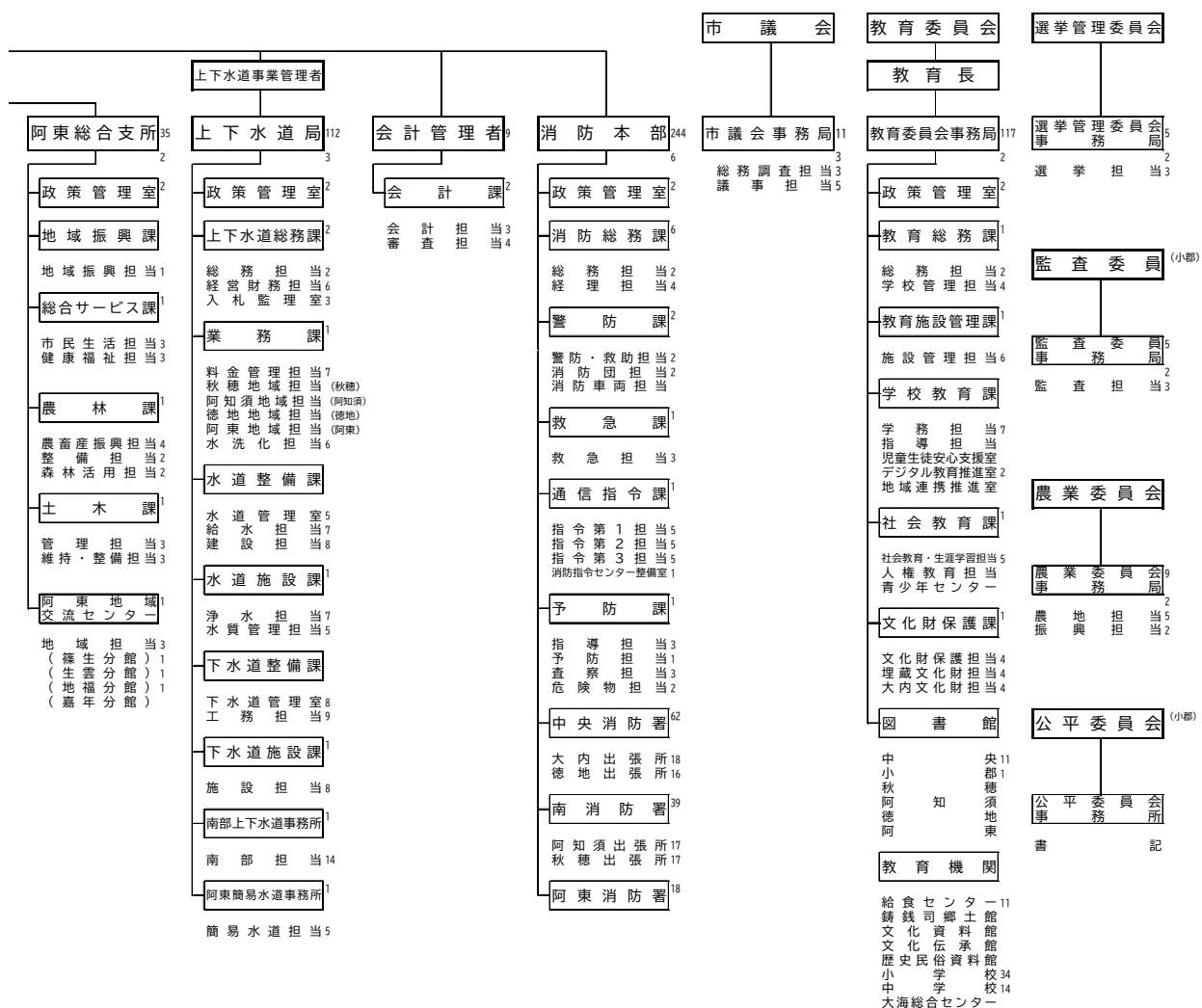
農畜振興担当3
整備担当2
森林活用・セラピー担当3

土木課¹

管理担当2
維持・整備担当3

徳地地域交流センター

地域担当3
(島地分館) 1
(串分館) 1
(八坂分館)
(柚野分館)



部局別	職員数
市長事務部局	1, 176
教育委員会事務局	134
市議会事務局	11
選挙管理委員会事務局	5
監査委員事務局	5
公平委員会事務局	0
農業委員会事務局	9
消防本部	244
公営企業の事務部局	112
合計	1, 696

※組織図上の幼稚園の職員数は教育委員会事務局に含む

3. 職 員 数 等

(1) 職員の定数及び現員数

(令和6年4月1日現在)

	(定 数)	(現 員)
① 市長の事務部局の職員	1,172 人	1,176 人
② 公営企業（水道事業及び公共下水道事業） の事務部局の職員	118	112
③ 議会の事務部局の職員	11	11
④ 選挙管理委員会の事務部局の職員	6	5
⑤ 監査委員の事務部局の職員	5	5
⑥ 公平委員会の事務部局の職員	1	0
⑦ 農業委員会の事務部局の職員	10	9
⑧ 教育委員会の事務部局及び教育機関の職員	140	134
⑨ 消防本部の職員	249	244
計	1,712	1,696

現員には、山口市職員定数条例第4条の定数外職員を含む。

(2) 職種別平均給与調

(令和6年4月1日現在)

区 分	職員数	1人当たり平均月額（円）				月額総額（千円）			
		基本給	扶養手当	住居手当	通勤手当	基本給	扶養手当	住居手当	通勤手当
一 般 職 員	1,690	328,100	10,100	6,100	9,700	554,489	17,069	10,309	16,393
一般行政職	926	337,600	9,900	6,400	8,600	312,618	9,168	5,927	7,964
税 務	84	289,100	6,700	6,300	9,100	24,285	563	530	765
薬剤師・医療技術	3	364,800	11,700	0	8,500	1,095	36	0	26
看護保健	54	315,500	6,400	3,300	13,400	17,037	346	179	724
福 祉	120	277,400	3,300	7,200	10,300	33,288	396	864	1,236
消 防 職	241	331,300	17,400	4,500	13,200	79,844	4,194	1,085	3,182
企 業	112	338,900	8,900	7,400	8,900	37,957	997	829	997
技能労務	150	323,200	8,500	6,100	10,000	48,480	1,275	915	1,500
教育公務員	21	317,900	4,600	3,800	8,200	6,676	97	80	173

4. 給与・報酬及び費用弁償

(1) 特別職の給与

給 与 職 名	金 額 (円)	施行年月日
市 長	990,000	平成17年10月 1 日
副 市 長	810,000	〃
教 育 長	712,000	〃
上下水道事業管理者	706,000	〃
常勤の監査委員	515,000	〃

(2) 報酬及び費用弁償

(令和 6 年 4 月 1 日現在)

報酬・費用弁償 区 分	現行額 (円)	報酬・費用弁償 区 分	現行額 (円)
教 育 委 員 会 委 員	月 額 91,000	選 挙 長	1 回につき 10,800
農 業 委 員 会 会 長	〃 51,800	投 票 所 の 投 票 管 理 者	日 額 12,800 以内
	に、年額 703,000 以内で市長 が別に定める額を加算した額	期日前投票所の投票管理者	日 額 11,300 以内
		開 票 管 理 者	1 回につき 10,800
農 業 委 員 会 会 長	〃 38,300	投 票 所 の 投 票 立 会 人	日 額 10,900 以内
職 務 代 理 者	に、年額 703,000 以内で市長 が別に定める額を加算した額	期日前投票所の投票立会人	〃 9,600 以内
		指定病院等における不在者	〃 10,900 以内
農 業 委 員 会 委 員	〃 29,000	投 票 の 外 部 立 会 人	
	に、年額 703,000 以内で市長 が別に定める額を加算した額	開票立会人及び選挙立会人	1 回につき 8,900
		介 護 認 定 審 査 会 委 員	日 額 20,300
農地利用最適化推進委員	〃 29,000	自 立 支 援 認 定 審 査 会 委 員	〃 20,300
	に、年額 703,000 以内で市長 が別に定める額を加算した額	山 口 市 特 別 職 報 酬 等 審 議 会 委 員	日 額 7,400
選挙管理委員会委員長	月 額 52,800	公 務 災 害 補 償 等 認 定 委 員 会 委 員	〃 7,400
選挙管理委員会委員	〃 46,600	公 務 災 害 補 償 等 審 査 会 委 員	〃 7,400
選挙管理委員会補充員	日 額 6,000	山 口 市 退 職 手 当 審 査 会 委 員	〃 7,400
非常勤監査委員（識見）	月 額 255,000	山 口 市 情 報 公 開 審 査 会 委 員	〃 6,700
〃（議選）	〃 38,500	山 口 市 情 報 公 開 審 議 会 委 員	〃 6,700
公 平 委 員 会 委 員 長	〃 38,300	山 口 市 個 人 情 報 保 護 審 査 会 委 員	〃 6,700
公 平 委 員 会 委 員	〃 37,300	山 口 市 個 人 情 報 保 護 審 議 会 委 員	日 額 6,700
固 定 資 産 評 価 員	日 額 7,300		
固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会 委 員	〃 6,700		

報酬・費用弁償 区 分	現行額 (円)	報酬・費用弁償 区 分	現行額 (円)
山口市環境審議会委員	〃 6,700	山口市子ども・子育て会議委員	日 額 4,900
山口市環境審議会特別委員	〃 6,700	山口市保育施設等 事故検証委員会委員	〃 6,700
山口市放置自動車廃物 判定委員会委員	〃 6,700	山口市湯田温泉配給 委員会委員	〃 4,900
山口市都市計画審議会委員	〃 6,700	山口市湯田温泉対策 審議会委員	〃 4,900
山口市建築審査会委員	〃 6,700	山口市勤労青少年ホーム運営委員	〃 3,900
山口市景観審議会委員	〃 4,900	山口市徳地山村開発センター 運営協議会委員	〃 5,600
山口市防災会議委員	〃 4,900	林 野 委 員	〃 4,900
山口市国民保護協議会委員	〃 4,900	官 行 造 林 看 守 人	年 額 20,500
山口情報芸術センター 企画運営会議委員	〃 4,900	土地区画整理審議会委員	日 額 4,900
山口市協働のまちづくり 推進委員会委員	〃 4,900	土地区画整理評価員	〃 4,900
山口市生活安全対策 審議会委員	日 額 4,900	山口市営住宅入居者 選考委員会委員	日 額 7,400
山口市空家等対策 協議会委員	日 額 6,700	山口市青少年 問題協議会委員	日 額 4,900
山口市人権施策推進 審議会委員	〃 4,900	青少年指導員 1号	年 額 37,200
山口市男女共同参画推進 審議会委員	〃 4,900	2号	〃 18,600
隣保館運営審議会委員	〃 4,900	環 境 美 化 協 力 員	年 額 25,000
山口市住居表示審議会委員	日 額 4,900	山口市立小学校及び 中学校通学区区域審議会委員	日 額 4,900
国民健康保険 運営協議会委員	〃 4,900	学 校 医 ・ 学 校 歯 科 医	年 額 210,000
介 護 相 談 員	〃 5,800	小 学 校 及 び 中 学 校	〃 105,000
山口市交通指導員	月 額 14,500	幼 稚 園	
山口市廃棄物減量等 推進審議会委員	日 額 4,900	学 校 薬 剤 師	〃 129,200
福祉事務所嘱託医	月 額 98,000	小 学 校 及 び 中 学 校	〃 64,600
福祉事務所精神科嘱託医	月 額 42,000	幼 稚 園	
老人ホーム入所判定審議会委員	日 額 4,900	山口市教育支援 委員会委員	日 額 7,400
民生委員推薦会委員	日 額 4,900	山口市いじめ問題対策連絡 協議会委員	日 額 4,900
保 育 園 医	年 額 105,000	山口市いじめ問題調査委員会委員	〃 6,700
保 育 園 歯 科 医	〃 105,000	山口市いじめ調査検証委員会委員	〃 6,700
保 育 園 薬 剤 師	〃 32,000	山口市社会教育委員	〃 4,900
児 童 館 嘱 託 医	〃 71,000	山口市立図書館協議会委員	日 額 4,900

報酬・費用弁償 区 分	現行額 (円)	報酬・費用弁償 区 分	現行額 (円)
山口市人権教育推進委員	〃 4,900	産 業 医 1号	月 額 90,000
山口市文化財審議会委員	〃 7,400	2号	〃 55,000
文 化 財 保 護 指 導 員	月 額 15,700	3号	〃 45,000
山口市小郡文化資料館運営 委 員 会 委 員	日 額 7,400	4号	〃 35,000
山口市スポーツ推進委員	〃 4,900	専 門 委 員 1号	日 額 9,200
山口市鳥獣被害対策実施隊員		2号	月 額 30,200
班長	年 額 6,000	3号	〃 84,900
隊員	〃 3,000	4号	〃 108,700
班長(被害防止活動への従事)	日 額 2,000	5号	〃 145,900
班員(被害防止活動への従事)	〃 2,000		

(3) 初任給基準表

職 種	学 歴 区 分	初 任 給 (円)
事 務 ・ 技 術 ・ 消 防	大 学 卒	204,300
	短 大 卒	182,900
	高 校 卒	172,200
保 育 士 ・ 幼 稚 園 教 諭	短 大 卒	188,300
技 能 労 務 職 員	高 校 卒	173,800
	中 学 卒	163,800

(4) 会計年度任用職員職種別基準表

(令和6年4月1日現在)

(単位：円)

職 種	基 礎 号 給 (会計年度任用職員)	給 料 月 額	時 給
一 般 行 政 事 務	1 級 1 号	163,300	1,003
図 書 館 司 書 学 校 司 書 栄 養 士 介 護 福 祉 士	1 級 9 号	172,200	1,058
幼 稚 園 教 諭 保 育 士 保 育 教 諭 児 童 厚 生 員 隣 保 館 生 活 指 導 員 補 助 教 員 日 本 語 指 導 補 助 員 少 年 安 全 サ ポ ー タ ー 教 育 相 談 補 助 員 情 報 教 育 支 援 補 助 員 芸 術 文 化 相 談 専 門 員 家 庭 教 育 支 援 補 助 員 児 童 文 化 セ ン タ ー 指 導 員 消 費 生 活 相 談 員	1 級 13 号	177,200	1,088

職 種	基 礎 号 給 (会計年度任用職員)	給 料 月 額	時 給
看 護 師 作 業 療 法 士 理 学 療 法 士 言 語 聴 覚 士 介 護 支 援 専 門 員 介 護 認 定 調 査 員 障 害 支 援 区 分 認 定 調 査 員 福 祉 総 合 相 談 窓 口 専 門 員 家 庭 児 童 相 談 員 母 子 ・ 父 子 自 立 支 援 員 安 全 確 認 員	1 級 17 号	182,900	1,123
保 健 師 助 産 師 管 理 栄 養 士 社 会 福 祉 士 精 神 保 健 福 祉 士 学 芸 員 教 育 相 談 員 初 動 対 応 サ ポ ー タ ー 情 報 教 育 支 援 員 埋 蔵 文 化 財 発 掘 調 査 作 業 員	1 級 21 号	188,300	1,156
一般行政事務（相当の知識・経験 を必要とする職） 認 定 こ ど も 園 長 C S ア ド バ イ ザ ー 情 報 教 育 支 援 ア ド バ イ ザ ー 部 活 動 コ ー デ ィ ネ ー タ ー 路 傍 塾 コ ー デ ィ ネ ー タ ー 図 書 館 長 給 食 セ ン タ ー 長 隣 保 館 長 歴 史 民 俗 資 料 館 長	2 級 1 号	209,300	1,286

(5) 会計年度任用技能労務職員職種別基準表

(令和6年4月1日現在)

(単位:円)

職 種	基 礎 号 給 (会計年度任用技能労務職員)	給 料 月 額	時 給
塵芥収集作業員 給食調理員 校務事務員 その他これに準ずるもの	1 級 16 号	163,800	1,006

(6) 特殊勤務手当

(令和6年4月1日現在)

名 称	手当の支給対象	手当の支給額
税 務 事 務 従 事 手 当	(1) 収納課に勤務し、市税の滞納処分又は外勤徴収事務に従事する職員 (2) 市民税課、資産税課又は収納課に勤務し、市税の賦課又は徴収に関する事務に従事する職員(滞納処分又は外勤徴収事務に従事する職員を除く)	(1) 月額 6,000 円 (2) 月額 3,000 円
福 祉 事 務 手 当	(1) 地域福祉課に勤務し、生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づく現業を行うため常時外勤する職員 (2) 高齢福祉課又は障がい福祉課に勤務し、福祉六法の現業を行うため常時外勤する職員 (3) 子育て保健課家庭児童相談室に勤務し、常時外勤する保健師又は社会福祉士	(1) 月額 9,000 円 (2) 月額 7,000 円 (3) 月額 7,000 円
行旅病人及び死亡人 取 扱 手 当	行旅病人の救護又は行旅死亡人の収容に従事した職員	行旅病人の救護 1件につき 2,000 円 行旅死亡人の収容 1件につき 5,000 円
感 染 症 防 疫 等 業 務 手 当	(1) 家畜等の伝染性疾病の防疫に従事した職員 (2) 感染症予防のための薬剤散布に従事した職員	(1) 日額 300円 (2) 日額 200円 (いずれも1日の 外勤時間が3時間以上)
死 犬 猫 処 理 手 当	死犬猫の処理に従事した職員	1件につき 400 円
有 害 鳥 獣 捕 獲 等 業 務 手 当	わな猟免許を有し、有害鳥獣の捕獲又は殺処分の業務に従事した職員(※1)	日額 500 円

名 称	手当の支給対象	手当の支給額
環 境 衛 生 業 務 手 当	(1) じんかいの収集又は処理作業に従事した職員 ごみ焼却業務に従事した職員 (2) 常時じんかいの収集又は処理作業に従事した職員 常時ごみ焼却業務又はし尿処理業務に従事した職員	(1) 1 勤務 500 円 (2) 1 勤務 700 円 (いずれも 1 日の 作業時間が 3 時間以上)
保 健 指 導 手 当	保健指導のため外勤する職員	月額 3,000 円
現 場 手 当	・ 土木、建築又は耕地の現場監督又は現地調査に従事した職員 ・ 市有財産の管理、工事設計又は境界確認のための測量又は現地調査に従事した職員 ・ 農産物の技術指導のための作業に直接従事した職員 ・ 農地の現地調査に従事した職員 ・ 埋蔵文化財の発掘作業に従事した職員 ・ 開発指導、建築審査又は建築指導業務に従事した職員 ・ 造林、林道又は境界確認の測量のための伐開作業に直接従事した職員	日額 300円 (いずれも 1 日の 作業時間が 3 時間以上)
保 育 士 手 当	保育園に勤務する保育士	月額 4,500円
介 護 福 祉 手 当	介護保険課に勤務する介護福祉士、保健師又は社会福祉士、その他要介護認定調査業務に従事する職員	月額 3,000円
用 地 交 渉 手 当	土地の取得等の交渉業務に従事した職員	日額 500円 (交渉時間が 1 日 3 時間以上)
消 防 作 業 手 当	(1) 消防業務に従事する職員 (2) 救急出場に従事した職員 (3) 水火災出場に従事した職員 (4) 潜水作業に従事した職員 (5) 救助出場に従事した職員 (6) 高所作業に従事した職員 (※ 2)	(1) 月額 3,500 円 (2) 1 件につき 300 円 (3) 1 件につき 400 円 (4) 1 件につき 450 円 (5) 1 件につき 700 円 (6) 1 件につき 450 円
	正規の勤務時間(休日等で勤務に専念する義務を免除される時間を除く。)に引き続かない時間において緊急の呼び出しにより勤務を命ぜられた職員(管理職手当を受けない職員に限る。) (※ 3)	1 件につき 1,000円 (その勤務が3時間未満の場合にあっては、500円)
夜 間 特 殊 業 務 手 当	正規の勤務時間による勤務の全部又は一部が深夜において行われる業務に従事した職員 (深夜とは、午後10時から翌日午前5時までの時間をいう。)	1 当務につき 520円 (その勤務に含まれる深夜における勤務が2時間に満たない場合にあっては、410円)
交 替 勤 務 手 当	消防本務に勤務し、交替制勤務に従事した職員	1 当務につき 700円

名 称	手当の支給対象	手当の支給額
高圧ガス充てん作業 手 当	直接高圧ガスを製造し、充てんする作業に従事した職員	日額 300円
救 急 救 命 士 手 当	高度専門的応急処置を要する救急業務に従事した職員	1 件につき 400円

(※1) 「わな猟免許」とは、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 39 条第 2 項のわな猟免許をいう。

(※2) 高さ 10 メートル以上の足場不安定な場所で消防作業に従事した職員

(※3) その勤務する時間帯の一部又は全部が午後 10 時から翌日の午前 5 時までであり、かつ、同一の月における 2 回目以降のものに限り支給する。

5. 旅 費

鉄 道 賃	階級を設けていない場合は実費 等級を 2 階級に区分する場合は 2 等の運賃					
船 賃	階級を設けていない場合は実費 等級を 2 階級に区分する場合は下級の運賃 等級を 3 階級に区分する場合は中級の運賃					
航 空 賃	市長が必要と認める場合に限り実費支給					
車 賃 (1 kmにつき)	37 円					
日 当 (1 日につき)	指定都市		3, 300 円			
	そ の 他		2, 600 円			
宿泊料 (一夜につき)		13, 100 円	食卓料 (一夜につき)		2, 600 円	
急 行 料 金	○普通急行列車の運行する路線による旅行で片道 50km 以上のもの。 ○特別急行列車の運行する路線による旅行で片道 100km 以上のもの。					
移 転 料	鉄道	50～100km	100～300km	300～500km	500～1000km	1000km 以上
	50km 未満	未 満	未 満	未 満	未 満	
	107, 000 円	123, 000 円	152, 000 円	187, 000 円	248, 000 円	261, 000 円
着 後 手 当	日当額の 5 日分、宿泊定額の 5 夜分に相当する額。市設宿舎又は自宅に入居の場合は、日当定額の 2 日分及び宿泊料定額の 2 夜分に相当する額					
扶養親族移転料	イ 12 才以上～職員相当の鉄道賃、船賃及び車賃の金額並びに日当・宿泊料・食卓料及び着後手当の 3 分の 2 相当額					
	ロ 12 才未満 6 才以上～イに規定する額の 2 分の 1 相当額					
	ハ 6 才未満～職員相当の日当・宿泊料・食卓料及び着後手当の 3 分の 1 相当額 但し、6 才未満 3 人以上随伴のときは 2 人をこえる者ごとに職員相当の鉄道賃及び船賃の 2 分の 1 相当額を加算する。					
日 額 旅 費	職務の性質上常時出張を必要とする職員の出張のための旅行について定額をもって支給 (規則で規定)					
同一地区内の 旅 行 の 旅 費	在勤地以外の同一地域内の旅行は鉄道賃・船賃・車賃は支給しない。 但し、鉄道 80 km、水路 40 km 以上又は陸路 80 km の旅行の場合最下級の鉄道賃・船賃又は定額の車賃					
在 勤 地 内 の 旅 行 の 旅 費	旅費は支給しない。但し 8 km 以上の旅行で交通機関を必要とする場合又は、引き続き 5 時間以上にわたる旅行の場合は、規則に定める額 公務の必要、天災その他やむを得ない事情で宿泊する場合、宿泊料金額の範囲内の実費					

6. 歴 代 市 長

(令和6年4月1日現在)

氏 名	就任年月日	退任年月日
渡 辺 純 忠	平成17年11月13日	令和 3年11月12日
伊 藤 和 貴	令和 3年11月13日	現 在

7. 歴 代 副 市 長

(令和6年4月1日現在)

氏 名	就任年月日	退任年月日
吉 田 正 治	平成18年 1月 1日（助役） 平成19年4月1日～ 副市長	平成28年 3月31日
伊 藤 和 貴	平成28年 4月 1日	令和 3年 9月22日
田 中 和 人	令和 4年 1月 1日	現 在

8. 職 員 研 修

(1) 一 般 研 修

コース名	対 象	人数
課長級課程研修	令和5年度課長級昇任者他	17
課長補佐級課程研修	令和5年度課長補佐級昇任者他	33
係長級課程研修	令和5年度係長級昇任者他	20
中堅職員Ⅱ部課程研修	平成26年度採用者他	19
中堅職員Ⅰ部課程研修	平成30年度採用者他	38
若手職員課程研修	令和3年度採用者他	37
新規採用職員（前期）課程	令和5年度採用者	62
新規採用職員（中期）課程	令和5年度採用者	62
新規採用職員（後期）課程	令和5年度採用者	60
合 計		348

(2) 特 別 研 修

研修名	対象者	人数	講師
新規採用職員指導員フォローアップ研修（4月14日）	新規採用職員指導員	49	有限会社ケイ・アンド・ワイ：杉山 裕子
議会对応事務研修（4月27日）	採用10年目以上の職員	33	総務課文書担当職員
人事評価システム評価者研修（5月12日）	課長級職員	20	株式会社ぎょうせい：江上 厚
文書・契約・会計事務初任者研修（5月18日）	全職員	66	総務課・契約監理課・会計課職員
コンプライアンス研修（6月21日～8月18日）	会計年度任用職員	191	eラーニング
接遇レベルアップ研修（6月27日）	係長級職員	59	株式会社JALスカイ九州
クレーム対応研修（7月21日）	主任級職員	42	株式会社インソース：梶原 多真季
クレーム対応研修（7月21日）	令和4・5年度昇任課長補佐級職員	32	株式会社インソース：梶原 多真季
女性職員キャリアアップ研修（8月9日）	31～39歳の女性職員	30	株式会社インソース：梶原 多真季

研修名	対象者	人数	講師
ハラスメントの理解・対応研修 (8月29日、30日)	主任級以下職員	322	後藤コンプライアンス法律事務所： 荻野 泰三
コンプライアンス研修(8月31日)	係長級職員	157	弁護士法人東町法律事務所： 中村 健人
アンガーマネジメント研修 (10月20日)	課長補佐級職員	130	有限会社ケイ・アンド・ワイ： 秋穂 由香
地方自治体における人材マネジメント研修(10月27日)	部次長級職員、参事と課長級職員	46	早稲田大学政治経済学術院教授： 稲継 裕昭
法制執務初任者研修(11月17日、 12月22日)	入庁2～4年目の職員等	109	株式会社ぎょうせい：山上 秀利
やさしい窓口対応研修(障がい福祉課共催)(12月14日)	課長補佐級以下の職員	156	点訳すぎなの会：平田 真由美
精神・発達障害者しごとサポーター養成講座(12月21日)	課長補佐級以下の職員	178	山口公共職業安定所： 佐々木 小夜子
合 計		1,620	

(3) 派 遣 研 修

研修名	コース数	日数	人数
山口県ひとづくり財団	34	1～2	39
市町村職員中央研修所	8	5～11	8
市町村国際文化研修所	7	3～11	7
全国建設研修センター	3	3～5	4
自治大学校	1	第2部課程	1
合 計	53		59

(4) 自 己 啓 発 研 修

資格取得助成金交付者数 6名

9. 市 税 一 覧

概要	課税客体・納税義務者	賦課期日
市 民 税	○市内に住所を有する個人（均等割、所得割） ○市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で市内に住 所を有しない者（均等割） ●市内に事務所又は事業所を有する法人（均等割、法人税割） ●市内に寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設を有 する法人で当該市内に事務所又は事業所を有しないもの及 び市内に事務所、事業所又は寮等を有する法人でない社団 又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの（均等割）	1月1日（個人） 事業年度の末日現在 （法人）
固 定 資 産 税	土 地 } 当該固定資産の所有者 家 屋 } 償却資産 }	1月1日

課税標準及び税率		申告期間	納期																				
○個人均等割 3,000 円 ○個人所得割 6% ●法人均等割		○（個人） 申告書の提出 3月15日まで 給与支払報告書の提出 1月31日まで ●（法人） 法人税申告期限	○（個人） 普通徴収 第1期 6月16日 ～6月30日 第2期 8月16日 ～8月31日 第3期 10月16日 ～10月31日 第4期 1月16日 ～1月31日 特別徴収（給与） 12回（6月～翌年5月） 特別徴収（年金） 6回 仮徴収 4・6・8月 本徴収 10・12・2月																				
<table><tr><th>法人等の区分</th><th>税額</th></tr><tr><td>(1) 次に掲げる法人 ア 法人税法第2条第5号の公共法人及び法第294条第7項に規定する公益法人等のうち、法第296条第1項の規定により均等割を課することができないもの以外のもの(法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行うものを除く。) イ 人格のない社団等 ウ 一般社団法人(非営利型法人(法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。))に該当するものを除く。) エ 保険業法(平成7年法律第105号)に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの(アからウまでに掲げる法人を除く。) オ 資本金等の額(法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額(保険業法に規定する相互会社にあつては、令第45条の3の2に定めるところにより算定した純資産額)をいう。以下この表において同じ。))を有する法人(法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下この表において同じ。))で資本金等の額が1,000万円以下であるもののうち、市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者(俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。))の数の合計数(次号から第9号までにおいて「従業者数の合計数」という。))が50人以下のもの</td><td>年額 50,000 円</td></tr><tr><td>(2) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1,000万円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの</td><td>年額 120,000 円</td></tr><tr><td>(3) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの</td><td>年額 130,000 円</td></tr><tr><td>(4) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの</td><td>年額 150,000 円</td></tr><tr><td>(5) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの</td><td>年額 160,000 円</td></tr><tr><td>(6) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの</td><td>年額 400,000 円</td></tr><tr><td>(7) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億円を超えるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの</td><td>年額 410,000 円</td></tr><tr><td>(8) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億円を超え50億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの</td><td>年額 1,750,000 円</td></tr><tr><td>(9) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が50億円を超えるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの</td><td>年額 3,000,000 円</td></tr></table>			法人等の区分	税額	(1) 次に掲げる法人 ア 法人税法第2条第5号の公共法人及び法第294条第7項に規定する公益法人等のうち、法第296条第1項の規定により均等割を課することができないもの以外のもの(法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行うものを除く。) イ 人格のない社団等 ウ 一般社団法人(非営利型法人(法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。))に該当するものを除く。) エ 保険業法(平成7年法律第105号)に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの(アからウまでに掲げる法人を除く。) オ 資本金等の額(法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額(保険業法に規定する相互会社にあつては、令第45条の3の2に定めるところにより算定した純資産額)をいう。以下この表において同じ。))を有する法人(法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下この表において同じ。))で資本金等の額が1,000万円以下であるもののうち、市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者(俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。))の数の合計数(次号から第9号までにおいて「従業者数の合計数」という。))が50人以下のもの	年額 50,000 円	(2) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1,000万円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 120,000 円	(3) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの	年額 130,000 円	(4) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 150,000 円	(5) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの	年額 160,000 円	(6) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 400,000 円	(7) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億円を超えるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの	年額 410,000 円	(8) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億円を超え50億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 1,750,000 円	(9) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が50億円を超えるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 3,000,000 円	●（法人） 申告のとき
法人等の区分	税額																						
(1) 次に掲げる法人 ア 法人税法第2条第5号の公共法人及び法第294条第7項に規定する公益法人等のうち、法第296条第1項の規定により均等割を課することができないもの以外のもの(法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行うものを除く。) イ 人格のない社団等 ウ 一般社団法人(非営利型法人(法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。))に該当するものを除く。) エ 保険業法(平成7年法律第105号)に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの(アからウまでに掲げる法人を除く。) オ 資本金等の額(法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額(保険業法に規定する相互会社にあつては、令第45条の3の2に定めるところにより算定した純資産額)をいう。以下この表において同じ。))を有する法人(法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下この表において同じ。))で資本金等の額が1,000万円以下であるもののうち、市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者(俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。))の数の合計数(次号から第9号までにおいて「従業者数の合計数」という。))が50人以下のもの	年額 50,000 円																						
(2) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1,000万円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 120,000 円																						
(3) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの	年額 130,000 円																						
(4) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 150,000 円																						
(5) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの	年額 160,000 円																						
(6) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 400,000 円																						
(7) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億円を超えるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの	年額 410,000 円																						
(8) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億円を超え50億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 1,750,000 円																						
(9) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が50億円を超えるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 3,000,000 円																						
●法人税割（制限税率）平成26年9月30日までに開始する事業年度 14.7% 平成26年10月1日以後に開始する事業年度 12.1% 令和元年10月1日以後に開始する事業年度 8.4%																							
地方税法に特別の定めのあるものを除き課税標準額の1.4% 免税点 土 地 300,000 円 家 屋 200,000 円 償却資産 1,500,000 円		償却資産の申告 1月31日まで	固定資産税 第1期 4月16日～4月30日 第2期 7月1日～7月31日 第3期 12月1日～12月26日 第4期 2月1日～2月末日																				

※納期については最終日が休みに重なる場合、翌開庁日が納期限となる。

概要	課税客体・納税義務者	賦課期日
軽自動車税 (種別割)	原動機付自転車 小型特殊自動車 軽自動車 二輪の小型自動車 所有者又は使用者	4月1日
(環境性能割)	3輪以上の軽自動車で取得価格が50万円を超える車両(新車・中古車問わず)を取得した者 ※申告の受付、賦課徴収は当分の間、県が行う。	
市たばこ税	製造たばこの製造者、特定販売業者、卸売販売業者	毎月
特別土地保有税	土地の所有者又は取得者 ※平成15年度以降新規課税停止	(保有) 1月1日 (取得) 1月1日 7月1日
都市計画税	土地 家屋 都市計画区域内に所在する土地及び家屋の所有者	1月1日
交付金	国、地方公共団体所有の固定資産で国、地方公共団体貸付資産等	
入湯税	鉱泉浴場における入湯客	毎月

課税標準及び税率	申告期間	納期
原動機付自転車 第一種 一般原付 50cc以下 年額 2,000円 第一種 特定原付 0.6kw以下 年額 2,000円 (R5.7.1施行) 第二種 乙 90cc以下 " 2,000円 第二種 甲 125cc以下 " 2,400円 ミニカー " 3,700円 (3輪以上で20cc超～50cc以下) 小型特殊自動車 農耕作業用 年額 2,400円 その他のもの " 5,900円 2輪の小型自動車 250cc超 年額 6,000円 軽自動車 2輪 125cc超～250cc以下 年額 3,600円 3輪 50cc超～660cc以下 " 3,900円 4輪 50cc超～660cc以下 乗用 営業用 年額 6,900円 5,500円 8,200円 " 自家用 " 10,800円 7,200円 12,900円 貨物 営業用 " 3,800円 3,000円 4,500円 " 自家用 " 5,000円 4,000円 6,000円 令和5年4月1日から令和6年3月31日までに新規登録し一定の環境性能を有する車両(軽課) 概ね75%軽減 50%軽減 25%軽減 3輪のもの 営業用 年間 1,000円 2,000円 3,000円 その他 " 1,000円 4輪のもの 乗用 営業用 年間 1,800円 3,500円 5,200円 " 自家用 " 2,700円 貨物 営業用 " 1,000円 " 自家用 " 1,300円	○取得申告 軽自動車等の所有者等となった日から15日以内 ○廃車申告 軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内	5月16日～5月31日
令和2年10月1日～令和3年9月30日まで 6,122円/1,000本 令和3年10月1日～ 6,552円/1,000本	翌月末日まで	翌月末日まで
課税標準、土地の取得価格 税率 (保有分) 1.4% (取得分) 3% (免税点) 保有 1月1日現在 } 合計面積 5,000 m²未満 取得 賦課期日前1年以内 } (控除) 固定資産税、不動産取得税の相当税額を本税額より控除する。	保有分 1月1日～5月31日 取得分 1月1日～2月末日 7月1日～8月31日	申告納付 保有分 5月31日 取得分 2月末日 8月31日
課税標準額の0.25%、0.15%		固定資産税の納期と同じ
交付金 算定標準額の1.4% (注) 法で特別の定めのあるものを除き、算定標準額は次のとおりである。 前年の3月31日現在において国有財産台帳に記載された価格による。		交付金 毎年 6月30日
入湯客 宿泊する者1人1泊 150円、宿泊しない者1人1日 50円	翌月15日まで	翌月15日まで

※納期については最終日が休みに重なる場合、翌開庁日が納期限となる。

10. 地域情報化の状況

(1) 都市型CATV事業

- ① 名称 都市型CATV
- ② 事業主体 山口ケーブルビジョン株式会社
- ③ 経緯 平成5年12月山口・小郡地域サービス開始
平成19年12月山口市内全域でCATVインターネットサービス提供
平成20年3月山口市内全域でCATV視聴可能
- ④ 内容 TV放送の再放送、自主放送及びCATVインターネットサービスの提供
- ・基本契約 地元民放3波、区域外民放2波、NHK2波、コミュニティチャンネル1波、FMラジオ放送2波
 - ・サービスチャンネル NHK衛星放送2波、民放BSデジタル13波、CS放送10波

デジタル放送

- 【スタンダード】 ・基本契約 8ch ・サービスチャンネル 25ch
- 【プラス】 25ch
- 【プラス ONE HD】 48ch
- 【ペイチャンネル】 60ch
- 【4K放送】 7ch

CATVインターネット

- 【20Mコース】 上り 2Mbps 下り 20Mbps
- 【40Mコース】 上り 4Mbps 下り 40Mbps
- 【320Mコース】 上り 40Mbps 下り 320Mbps
- 【VDSLサービス】 上り 384kbps 下り 8Mbps

CATVインターネット（FTTHエリア順次拡大中）

- 【30Mコース】 上り 30Mbps 下り 30Mbps
- 【1Gコース】 上り 1Gbps 下り 1Gbps
- 【10Gコース】 上り 10Gbps 下り 10Gbps

⑤ 利用状況 (加入数)

	ケーブルテレビ	ケーブルインターネット
令和6年3月末	84,661	17,257

11. 電 子 計 算

(1) 統括管理システム端末配置状況

(単位：台)

	基幹系業務	情報系業務	合計
令和5年度	578	1,797	2,375

(3月末現在)

(2) 情報システムの概要

大区分	小区分	情報システム名
統括管理システム	基幹系業務	総合行政システム
		保健福祉総合・公営住宅管理システム
		介護保険事務支援システム
		後期高齢者医療事務支援システム
		戸籍総合システム
		住民基本台帳ネットワークシステム
	情報系業務	文書管理システム
		電子決裁システム
		L G W A N 文書交換システム
		人事給与システム
		庶務事務システム
		共通基盤システム
		グループウェアシステム
		構成管理システム
		ファイルサーバシステム
		財務会計システム
		公的個人認証システム
	個別管理システム	例規執務サポートシステム
		L o G o チャット
		L o G o フォーム
		地図共有システム
		やまぐち電子申請サービス
		ひろしま・やまぐち公共施設予約サービス
		山口市公式 L I N E 情報配信サービスシステム
		震度情報ネットワークシステム
		一斉同報配信サービス（スピーキャンライデン）
		M C A 同報系システム
		減災コミュニケーションシステム

大区分	小区分	情報システム名
個別管理システム		避難行動要支援者管理システム
		山口市職員採用システム
		山口市工事成績評定管理システム
		電子入札システム
		軽自動車税検査情報市区町村提供システム
		共通納税インターフェイスシステム（I F S）
		国税連携システム
		課税資料O C Rシステム
		税務地図情報システム
		家屋評価システム
		W e b口座振替受付サービス
		コンビニ収納サービス
		e L T A Xシステム
		山口市行政経営システム
		公式W e bサイト用公開W e bサーバ・コンテンツマネジメントシステム
		同和資金貸付管理システム
		コンビニ交付システム
		申請書作成支援システム
		住民異動受付支援システム
		窓口混雑状況配信等システム
		券面プリントシステム
		畜犬管理システム
		面的評価支援システム
		山口市指定収集袋管理システム
		ごみ減量化システム
		一般廃棄物関連業者管理システム
		施設台帳システム
		粗大ごみ受付管理システム
		福祉総合システムふれあい「生活保護システム」
		福祉総合システムふれあい「中国残留邦人支援給付システム」
		福祉総合システムふれあい「番号制度連絡ユニット」
		生活保護等版レセプト管理システム
		被保護者健康管理支援事業システム
		生活保護訪問支援システム
		財産調査ワンストップサービス
		p i p i t L I N Qサービス
		在宅支援ネットワークシステム

大区分	小区分	情報システム名
個別管理システム		地域包括支援センターシステム
		伝送・通信ソフト
		認定ソフト2021
		認定審査会支援システム
		請求審査システム
		KDBシステム
		コクホ・ラインシステム
		国保保険者間ネットワークシステム
		ねんきんネット
		山口県後期高齢者医療広域連合電算処理システム
		特定健診等データ管理システム
		国保総合システム
		国保情報集約システム
		健康管理システム
		メンタルヘルスチェックシステム「こころの体温計」
		保育業務支援システム
		児童家庭相談システム
		山口市ふるさと納税管理システム
		農家・耕地情報管理システム
		認定農業者経営改善管理システム
		森林情報管理システム
		やまぐち森林情報公開システム
		森林施業計画作成支援システム
		山口市中山間傾斜計測システム
		農林土木積算業務システム
		土木積算システム
		積算システム明積
		多面的機能支払交付金制度実施状況報告書作成システム
		都市計画地図情報システム
		屋外広告物管理システム
		道路台帳調書作成システム
		法定外公共物管理システム
		用地管太郎システム
		地籍調査支援システム
		内訳書作成システム
		確認申請プログラム
		建築確認台帳システム
		公共料金システム

12. 行 政 改 革

(1) 第二次山口市行政改革大綱・第二次山口市行政改革大綱推進計画

第二次山口市総合計画で掲げる将来都市像の実現に向けた「経営方針」として、同総合計画の効果的・効率的な推進を図るための、本市の行政改革の基本的な方向性や考え方等を明らかにした第二次山口市行政改革大綱を平成30年2月に策定しました。また、同大綱における個々の改革の具体的方策を明らかにするため、令和5年3月に第二次山口市行政改革大綱後期推進計画（山口市行政サービス向上推進計画）を策定しました。

計画期間 大 綱：平成30年度～令和9年度
前期推進計画：平成30年度～令和4年度
後期推進計画：令和5年度～令和9年度

大綱の基本理念

市民本位の公共サービスの実現
～多様な主体との協働のもと、豊かな暮らしを支える行政経営～

後期推進計画の目指す姿

市民満足度の高い行政サービス提供体制の確立
～ 市役所全体が市民生活を支えるサービスセンターへ ～

基本方針と施策

【基本方針Ⅰ】 多様な主体との協働・連携の推進	
施策	1 協働の推進 (1) 市民と行政の情報共有 (2) 協働推進体制の充実 2 多様な主体との連携の推進 (1) 民間活力の積極的活用 (2) 多様な主体との連携強化
【基本方針Ⅱ】 満足度の高い行政サービスの提供	
施策	1 行政サービスの向上と充実 (1) 窓口サービス向上 (2) 行政サービス提供体制の充実 2 行政サービスのデジタル化 (1) デジタル技術の利活用推進 (2) 誰もが安心して利用できるデジタル環境の整備

【基本方針Ⅲ】 安定した行政サービス提供基盤の確立	
施策	1 効果的・効率的な組織体制 (1) 組織体制の強化 (2) 業務執行体制の整備 2 働きがいのある職場づくり (1) 人材育成の推進 (2) 働き方の改革 3 持続可能な行財政基盤の確立 (1) 行政資源の有効活用 (2) 持続可能な行財政運営

13. 防 災

【組 織】

◇山口市防災会議

会長 1 名、委員 5 1 名

会長	山口市長	委員	小郡総合支所長	委員	西日本旅客鉄道株式会社
委員	下関地方気象台次長	〃	秋穂総合支所長		新山口管理駅管理駅長
〃	中国四国農政局山口県拠点地方 参事官	〃	阿知須総合支所長	〃	山口合同ガス株式会社山口 支店供給部供給課長
〃	徳山海上保安部長	〃	徳地総合支所長	〃	西日本高速道路株式会社
〃	中国地方整備局	〃	阿東総合支所長		中国支社山口高速道路事 務所長
〃	山口河川国道事務所長	〃	上下水道局副局長	〃	山口市医師会長
〃	山口県民局長	〃	防災統括監	〃	吉南医師会長
〃	山口農林水産事務所長	〃	教育長	〃	防府医師会理事
〃	山口健康福祉センター所長	〃	教育委員会教育部長	〃	国立大学法人山口大学大学 院創成科学研究科准教授
〃	山口健康福祉センター所長	〃	山口市消防長	〃	公立大学法人山口県立大学 社会福祉学部教授
〃	防府土木建築事務所山口支所長	〃	山口市消防団長	〃	陸上自衛隊第17普通科連隊 副連隊長
〃	山口警察署長	〃	西日本電信電話株式会社 山口支店長	〃	山口市社会福祉協議会長
〃	山口南警察署長	〃	日本赤十字社山口県支部 事務局長	〃	山口市消防団副団長
〃	副市長	〃	日本放送協会山口放送局 コンテンツセンター長	〃	山口市自治会連合会長
〃	上下水道事業管理者	〃	中国電力ネットワーク株式 会社山口ネットワークセ ンター所長	〃	山口市連合婦人会長
〃	総務部長			〃	山口市PTA連合会理事
〃	総合政策部長				
〃	交流創造部長				
〃	地域生活部長				
〃	環境部長				
〃	健康福祉部長				
〃	こども未来部長				
〃	商工振興部長				
〃	農林水産部長				
〃	都市整備部長				

◇山口市災害対策本部

本部長（市長）、副本部長（副市長）、防災統括監及びその下に設置される各対策部並びに本部長の指示を受け災害現地において災害対策業務に当たる現地災害対策本部をもって構成する。

【基 本 計 画】

◇山口市地域防災計画 本編・震災対策編・資料編

この計画は、毎年検討を加え、防災に関する諸情勢の変化等必要が生じたときは、これを補完し、修正するもの。

【情報通信体制】

通信経路を複数確保し、災害時においても情報の収集・伝達がスムーズに行えるよう情報通信体制の整備を図る。

- ◇山口市総合防災情報システム
- ◇山口市防災ポータル
- ◇山口県防災行政無線・地域衛星通信ネットワーク
- ◇山口市同報系防災行政無線
- ◇山口市デジタル移動無線（I P無線、M C A無線）
- ◇山口市災害対策本部電話番号（083-934-2712）
- ◇災害時優先電話（本庁・各総合支所・各地域交流センター・指定避難所等）
- ◇携帯電話（本庁及び各地域交流センター）
- ◇i F A Xによる災害情報の一斉送信（防災危機管理課F A Xから関係機関へ）
- ◇震度情報ネットワークシステム
- ◇防災業務支援システムサービス（気象情報提供会社と契約）
- ◇ケーブルテレビ緊急情報送出システム
- ◇山口市防災メール
- ◇固定電話P U S Hサービス、聞き直しサービス（固定電話による市民への情報提供）
- ◇エリアメール、緊急速報メール
- ◇緊急情報ネットワークシステム（E m-N e t）
- ◇全国瞬時警報システム（J-アラート）
- ◇山口県総合防災情報システム（Lアラート接続）
- ◇テレビ会議システム
- ◇X（旧ツイッター）
- ◇山口市L I N E公式アカウント

【職員連絡体制】

- ◇職員緊急連絡網（年度版）
- ◇山口市庁内連絡メール
- ◇L o G oチャット

【防 災 啓 発】

- ◇山口市防災ガイドブック
 - 災害危険箇所及び指定避難所等を掲載
- ◇防災講座
- ◇自主防災組織育成
 - 地域防災活動促進事業
 - 自主防災組織助成事業
- ◇山口市ウェブサイトにおける防災啓発
 - 防災の心得、災害危険箇所及び指定避難所等を掲載

【応 援 協 定】

大規模な災害が発生した場合、本市のみでは十分な対応ができないことが予想される。このため、円滑な災害応急対策を講ずるため、あらかじめ他の市町村等と災害時の応援協定を締結している。

【避難場所に関する協定】

- ・ 避難場所の利用に関する覚書（山口大学）
- ・ 避難場所の利用に関する覚書（山口県立西京高等学校）
- ・ 避難場所の利用に関する覚書（山口学芸大学）
- ・ 避難場所の利用に関する覚書（山口県立山口農業高等学校）
- ・ 避難場所の利用に関する覚書（山口県鴻城高等学校）
- ・ 避難場所の利用に関する覚書（山口県立山口高等学校徳佐分校）
- ・ 避難場所の利用に関する覚書（十種ヶ峰青少年自然の家）
- ・ 避難場所の利用に関する覚書（山口県立山口中央高等学校）
- ・ 避難場所の利用に関する覚書（公立大学法人山口県立大学）
- ・ 山口市と独立行政法人国立青少年教育振興機構国立山口徳地青少年自然の家との連携・協力に関する協定書
- ・ 避難場所の利用に関する覚書（山口刑務所）
- ・ 避難場所の利用に関する覚書（山口県立防府高等学校佐波分校）
- ・ 災害時等における相互協力に関する協定（身体障害者療護施設 なでしこ園）
- ・ 災害時等における相互協力に関する協定（社会福祉法人青藍会）
- ・ 災害時等における相互協力に関する協定（社会福祉法人ふしの学園）
- ・ 災害時における相互協力に関する協定（社会福祉法人山口市社会福祉協議会）
- ・ 災害時における道の駅施設使用に関する協定書（国土交通省 中国地方整備局 山口河川国道事務所）
- ・ 避難場所の利用に関する覚書（学校法人日下学園西円寺幼稚園）

【食糧物資に関する協定】

- ・ 緊急時における生活物資確保に関する協定（生活協同組合コープやまぐち）
- ・ 防災協力協定書（マックスバリュ西日本株式会社）
- ・ 山口市災害対応型自動販売機の運用に関する協定書（コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社）
- ・ 災害時における支援協力に関する協定書（セツカートン株式会社）
- ・ 災害時における支援協力に関する協定書（株式会社マダ）
- ・ 災害時における支援協力に関する協定書（株式会社伊藤園）
- ・ 災害時における物資供給に関する協定書（NPO法人コメリ災害対策センター）
- ・ 災害時における物資の供給に関する協定書（山口県LPガス協会 山口支部、吉敷支部、防府徳地支部）
- ・ 災害時における物資の供給に関する協定書（株式会社ジュンテンドー）
- ・ 災害時における物資の調達及び供給に関する協定書（株式会社グッデイ）
- ・ 災害時における物資の調達及び供給に関する協定書（株式会社ミスターマックス・ホールディングス）
- ・ 山口市災害対応型自動販売機の運用に関する協定（株式会社伊藤園）
- ・ 山口市災害対応型自動販売機の運用に関する協定（株式会社キリンビバックス 山口支店）

【郵便局との協定】

- ・ 災害時における相互協力に関する覚書（郵便事業株式会社 山口支店）

【その他の応援協定】

- ・ 山口県内広域消防相互応援協定書
- ・ 中国自動車道及び山陽自動車道における消防相互応援協定書
- ・ 県道山口宇部線における消防相互応援協定書
- ・ 中国・四国地区都市防災連絡協議会災害時相互応援協定
- ・ 雪舟サミット構成市町災害時相互応援協定
- ・ 山口県消防防災ヘリコプター応援協定
- ・ 山口県及び市町相互間の災害時応援協定書
- ・ 瀬戸内・海の路ネットワーク災害時相互応援に関する協定
- ・ 災害時における相互応援に関する協定書（福島市）
- ・ 災害時における情報交換に関する協定書（国土交通省中国地方整備局）
- ・ 臨時ヘリポート看板設置に関する覚書（三田工業株式会社）
- ・ ヘリコプター臨時離着陸場の利用に関する協定（三田工業株式会社）
- ・ ヘリコプター臨時離着陸場の利用に関する協定（山口秋穂園）
- ・ ヘリコプター臨時離着陸場看板設置に関する覚書（山口秋穂園）
- ・ ヘリコプター臨時離着陸場の利用に関する協定（小鯖１６区自治会）
- ・ ヘリコプター臨時離着陸場看板設置に関する覚書（小鯖１６区自治会）
- ・ ヘリコプター臨時離着陸場の利用に関する協定（山口南警察署）
- ・ 特設公衆電話の設置・利用に関する協定書（西日本電信電話株式会社 山口支店）
- ・ 海拔表示板の電柱への取付に関する覚書（西日本電信電話株式会社 山口支店）
- ・ 災害時におけるし尿の収集運搬の協力に関する協定書（山口市し尿収集許可業者）
- ・ 災害時における行政書士業務支援活動に関する協定書（山口県行政書士会）
- ・ 災害時相互応援協定書（東大寺サミット実行委員会構成市）
- ・ 災害時におけるレンタル重機等の供給に関する協定書（株式会社キロク）
- ・ 災害時における重機等による消防活動の協力に関する協定書（有限会社阿武組）
- ・ 災害に係る情報発信等に関する協定（ヤフー株式会社）
- ・ 災害時における相互応援に関する協定書（山口市介護サービス提供事業者連絡協議会）
- ・ 災害時におけるドローンを使用した支援活動に関する協定書（山口県産業ドローン協会）
- ・ 災害時における連絡体制および協力体制に関する覚書（中国電力ネットワーク株式会社山口ネットワークセンター）
- ・ 一般廃棄物（可燃ごみ）処理に係る相互支援協定書（萩・長門清掃一部事務組合管理者）
- ・ 災害時における消防活動用重機の搬送に関する協定書（株式会社キロク）
- ・ 災害時における施設利用の協力に関する協定書（株式会社ダイナム）
- ・ 損害調査結果の提供及び利用に関する協定書（三井住友海上火災保険株式会社）
- ・ 地方創生に関する包括連携協定に伴う広域水災発生時の共同取組に関する覚書（あいおいニッセイ同和損害保険株式会社）
- ・ 災害時等における物資輸送等に関する協定書（福山通運株式会社 山口支店）
- ・ 榎野川水系仁保川殿河内地域水位監視カメラ映像の提供に関する協定書（株式会社中電工 山口統括支社）
- ・ 災害時等における施設利用の協力に関する協定書（株式会社ナフコ）

- ・災害時における物資供給に関する協定（株式会社ナフコ）
- ・災害時における物資供給に関する協定（大東建託株式会社）
- ・災害時等における緊急応急対策業務に関する協定書（株式会社 石垣 中国支店）
- ・電気自動車を活用した脱炭素化及び災害対応力強化に関する連携覚書（日産自動車株式会社）
- ・電気自動車を活用した脱炭素化及び災害対応力強化に関する連携協定（日産自動車株式会社）
- ・災害時等における施設利用の協力に関する協定書（パナソニック ホールディングス株式会社）
- ・災害時における生活物資の供給等に関する協定書（パナソニック ホールディングス株式会社）
- ・災害時等における施設利用の協力に関する取り決め（株式会社ファーストリテイリング）
- ・災害時等における物資の調達及び供給に関する取り決め（株式会社ファーストリテイリング）
- ・災害時等におけるキッチンカーによる炊き出し等に関する協定書（山口グルメメーカーリング協同組合）